

答 申 情 第 1 0 7 号  
令 和 元 年 7 月 3 0 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年5月30日付け行総法第5号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

報酬金算定表の公文書一部公開決定事案（諮問情第163号）





の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

#### (1) 本件公文書について

本市では、訴訟事件の処理を委任した弁護士に対して支払う着手金及び報酬金を、京都市弁護士報酬基準により算定している。本件公文書は、本件公開請求の対象とされた訴訟事件に係る弁護士●●に支払う報酬金の算定に用いたものである。

本件公文書には、上記の基準に従い、「評点」の欄、「評点合計×10」の欄、「訴訟物の価額」の欄、「基礎額」の欄、「総合評価等による増減」の欄、「端数処理後の額」の欄、「特別の事情による減額」の欄及び本件公文書の欄外直下に付した備考（「訴訟物の価額」の欄に関するもの）に係る事項が記載されているが、処分庁においては、これらの各項目が、条例第7条第2号及び第6号に該当すると判断し、本件処分を行ったものである。

条例第7条第2号及び第6号の該当性については、以下に主張するとおりである。

#### (2) 条例第7条第2号の該当性

まず、条例第7条第2号の適用について、弁護士報酬としての報酬金の算定方法に関する部分は、弁護士のその受任事件の処理の対価に関する情報であるから、同号にいう「事業を営む個人の当該事業に関する情報」である。

そして、一般論として、弁護士報酬は、その事件によって得られた経済的利益の額、事件の難易及び軽重、事件の処理に要した労力、依頼者との人間関係等の諸事情を考慮して個別的に決せられるものであって、画一的に決定されるものではなく、いかなる事件においていかにして報酬金を算定する限りで受任するのかという点は、他の依頼者や他の弁護士との関係で弁護士業務の内部管理に属する秘密事項である。

京都市においては、基本的に京都市弁護士報酬基準により報酬金を算定しているため、京都市からの委任事件に関する限りでは同一の基準により算定されるものであるものの、京都市以外の他の依頼者や他の弁護士との関係では上記一般論と同様に秘密であることには疑いがない。

また、各項目の評価を第三者が知ることで、当該第三者において、評点の低い事件

を受任した弁護士は、その能力も低いと短絡的に判断する等当該弁護士に対する信用を損なう可能性も十分に想定されるものである。

したがって、報酬金の算定方法は「公開することにより…個人の…事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」に当たり、この部分は条例第7条第2号に該当するものである（京都地裁平成7年10月13日判決、大阪高裁平成8年2月27日判決及び最高裁平成8年7月19日判決（以下これらを総称して「先行事件判決」という。）並びに京都市公文書公開審査会平成13年9月26日答申第52号同旨）。

### (3) 条例第7条第6号の該当性

次に、条例第7条第6号の適用については、本件処分において黒塗りとした部分は京都市の訴訟事件の処理に係る報酬金に関する情報であるから、同号の「本市等が行う事務又は事業に関する情報」に当たるものである。

そして、報酬金の根拠となった各項目に対する評価は、受任した弁護士側の評価と異なることは十分あり得るところであるから、当該評価が公開されることによって、弁護士が自らの業務を正当に評価されていないとして京都市に対して不信感を持つことは十分に想定される場所である。また、京都市から事件を受任している他の弁護士に対する評価と比較し、同様の不信を招くことも想像に難くない。

このような事態が生じた場合、京都市においては今後の訴訟事務の委任に当たり弁護士からの信用、理解等を得ることが困難となるのであるから、報酬金の算定方法を公開することは、訴訟事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に当たるといえる。

したがって、報酬金の算定方法に関する部分は、条例第7条第6号にも該当するものである（先行事件判決同旨）。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る処分は、公開請求情報の全部が非公開であるため、一部公開処分に該当しない。京都市情報公開条例第8条（部分公開）有意の情報が記録されていないことが明らかである。

非公開情報は公開されるべきである。

(2) 本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書に記載のとおりです。

(3) 諮問庁の公文書の一部公開をしない理由及び弁明の理由は、京都市情報公開条例7条2号及び6号ということであるらしい。

(4) 諮問庁の弁明の理由に根拠がないこと

ア 京都市が訴訟において代理人を選任する際の基準がない。

イ 京都市は顧問弁護士を置いていない。

従って、京都市と弁護士●●との間の信頼関係うんぬんを処分の理由及び弁明の理由とすることは根拠がない。

ウ 京都弁護士会には、現在700名以上の弁護士が所属し、中京郵便局内に【初回相談料千円・毎週土曜日は無料相談日 〃〃区\* \*町 電話××】の◆◆法律事務所の掲示がある及びタウンページに【初回 電話相談無料】の◇◇法律事務所弁護士〇〇の広告がある。

(5) 結論

上記により、本件処分の理由及び弁明の理由は失当である。

本件請求対象公文書は、随意契約による支払額の査定書であり、全部が市民の税の用途として、速やかに公開されるべきである。

(6) 私が●●弁護士の報酬を知りたいのは、3つの行政事件で虚偽を主張なされたからである。●●弁護士は、委細かまわず前提のところから小刻みに嘘を付いて黒を白にしたので、彼にどれだけの報酬が出ているのかと興味を持ち今回の公文書公開請求を行った。

## 6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

京都市では、訴訟事件の処理を委任した弁護士に対して支払う着手金及び報酬金を、京都市弁護士報酬基準（以下「報酬基準」という。）により算定している。本件公文書は、本件請求において審査請求人が特定した訴訟事件について、事件が終結したときに報酬基準に基づき算定される「報酬金算定表」である。

処分庁が本件処分において非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）は、「事件名（略称）」の欄及び算出された額を記載する「決定額」の欄以外の欄であり、具体的には「事件処理の難易」「処理に要した労力」「行政上の重大性」の「評点」の欄、「評点合計×10」の欄、「訴訟物の価額」の欄、「基礎額」の欄、「総合評価等による増減」の欄、「端数処理後」の欄、「特別の事情による減額」の欄及び訴訟物の価額の適用区分を示した欄外直下の部分である。

なお、処分庁は、本件請求に関して審査請求人から、報酬基準は不要である旨を確認したことにより、報酬基準を文書特定していないとのことである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 処分庁は、本件非公開部分について、条例第7条第2号に該当すると主張し、審査請求人は、弁明の理由に根拠がないと主張するので、この点について検討する。

イ 条例第7条第2号は、公にすることにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。本号に該当するか否かの判断を要するものには、製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力や専ら法人等の内部に関するもののほか、法人等の名誉、社会的評価などが損なわれると認められるものとされている。

ウ 処分庁は、本件非公開部分について、次の理由により条例第7条第2号に該当すると主張する。

(ア) 一般論として、弁護士報酬は、その事件によって得られた経済的利益の額、事件の難易及び軽重、事件の処理に要した労力、依頼者との人間関係等の諸事情を考慮して個別的に決せられるものであって、画一的に決定されるものではなく、いかなる事件においていかにして報酬金を算定する限りで受任するのかという点は、他の依頼者や他の弁護士との関係で弁護士業務の内部管理に属する秘密事項である。

(イ) 京都市においては、基本的に京都市弁護士報酬基準により報酬金を算定しているため、京都市からの委任事件に関する限りでは同一の基準により算定されるものであるものの、京都市以外の他の依頼者や他の弁護士との関係では上記一般論と同様に秘密であることには疑いがない。

(ウ) また、各項目の評価を第三者が知ることにより、当該第三者において、評点の低い事件を受任した弁護士は、その能力も低いと短絡的に判断する等当該弁護士に対する信用を損なう可能性も十分に想定されるものである。

エ 確かに各項目の評価を付ける側の考え方とその評価を知った第三者の受け止め方が異なることは否定できない。しかしながら、本件公文書及び報酬基準を当審査会が見分するとともに、諮問庁の職員からの説明を聴取したところ、本件非公開部分である評点等の各項目に記載される内容は、事件の性質や事件を処理するのに費やす業務量等といった事件に関する評価であって、弁護士の資質や実績等といった弁護士に関する評価とは言えないものであると認められる。また、仮にこれを第三者が弁護士に関する評価に結び付けることがあったとしても、高度な専門職である弁護士がその受任した事件によって一定の評価を受けることはやむを得ない側面があることに加え、数多くの弁護士がいる中からごく限られた弁護士が京都市の訴訟代理人として選任されている状況の下では、評点等の多少の高低があることによって当該弁護士の信用が損なわれることも考え難い。

オ また、処分庁は、これら評点等の各項目に記載される情報が積み重ねられることにより、難易度の高い事件を多く担当する弁護士とそうでない弁護士が特定され、序列化さ

れることにつながり、弁護士の評価に直結するものとして、弁護士の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる旨を主張するが、相当数の報酬金算定表を収集・整理して公開し、弁護士の評価に用いようとする動きは現時点では存在せず、弁護士が序列化されることを通じてその正当な利益が明らかに害されるようなおそれはない、少なくとも現時点では存在しない。

カ したがって、これら非公開とした部分を公開したとしても、当該弁護士の業務に影響を及ぼし、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するまでは言えず、条例第7条第2号に該当しないものと判断する。

キ なお、当審査会は、類似の案件を審理した平成20年4月17日付け答申第82号において、弁護士に対する謝金（報酬金と同旨）の額の算定に係る個々の評点の記載部分が条例第7条第2号に該当するとの判断を示しているが、当該答申から既に10年以上が経過していることから改めて審理を行い、本件請求については前記カのとおり当該答申と異なる結論に至ったものである。

### (3) 条例第7条第6号該当性について

ア 処分庁は、本件非公開部分について、条例第7条第6号に該当すると主張し、審査請求人は、弁明の理由に根拠がないと主張するので、この点について検討する。

イ 条例第7条第6号は、京都市等が行う事務又は事業の中には、当該事務又は事業の性質上、公にすることによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものがあるため、その情報について非公開とすることを定めたものである。この「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。

ウ 処分庁は、本件公文書の非公開部分について、次の理由により条例第7条第6号に該当すると主張する。

(ア) 報酬金の根拠となった各項目に対する評価は、受任した弁護士側の評価と異なることは十分あり得るところであるから、当該評価が公開されることによって、弁護士が自らの業務を正当に評価されていないとして京都市に対して不信感を持つことは十分に想定されるところである。また、京都市から事件を受任している他の弁護士に対する評価と比較し、同様の不信を招くことも想像に難くない。

(イ) このような事態が生じた場合、京都市においては今後の訴訟事務の委任に当たり弁護士からの信用、理解等を得ることが困難となるのであるから、報酬金の算定方法を公開することは、訴訟事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」場合に当たるといえる。

エ 当審査会が諮問庁の職員の理由説明の際に、訴訟業務に係る委任契約事務及び評点等の取扱いについて確認したところ、おおむね次のことが分かった。

京都市は顧問弁護士を選任しておらず、数人の候補者から、現在受任している事件の件数や過去の対応した事件内容等に照らして、個別に検討したうえで委任する弁護士

を選任している。契約に際しては、契約額を提示するが、報酬金算定表における個別の評点等までは求められることはない。なお、評点等について説明を求められた場合は、説明する。

オ 委任契約先である弁護士に説明することなく、当該報酬金算定表を第三者に公開すれば、当該弁護士の不信感を招くおそれは否定できない。しかしながら、「条例第7条第2号の該当性」で述べたように、これら非公開とした情報は、弁護士の資質等に関する評価ではなく事件に関する評価であること、また弁護士から説明を求められれば、当該弁護士に対して公開できる性格のものであることから、公開したとしてもそれをもって今後、当該弁護士が訴訟事務を受任しなくなるとは想定し難い。

カ したがって、これら非公開とした部分を公開したとしても、訴訟事務の遂行において実質的な支障が生じるものとは認められず、条例第7条第6号に該当しないものと判断する。

(4) 以上により、本件非公開部分は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当せず、報酬金算定表は公開すべきである。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

平成30年	5月30日	諮問
	6月28日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月6日	審査請求人からの反論書の提出
	12月18日	諮問庁の職員の口頭理由説明（平成30年度第8回会議）
平成31年	2月1日	審査請求人の口頭意見陳述（平成30年度第9回会議）
	3月26日	審議（平成30年度第10回会議）
令和元年	5月8日	審議（令和元年度第1回会議）
	6月18日	審議（令和元年度第2回会議）
	7月30日	審議（令和元年度第3回会議）

##### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）